

第1巻 刑事編

9 傷害致死被告事件

●大塚喜一●

暴走族の通行人に対する集団暴行致死事件で、その場にいた被告人について、共犯者とされる友人たちの目撃供述・法廷証言の信用性が否定され、一審無罪判決が控訴なく確定した事例——千葉地裁平成6年3月25日判決

I 事例の概要

平成4年7月19日午前2時ころ、暴走族塵（ミナゴロシ）の旗を先頭に、数十名で銚子市内を暴走していた集団が、歩行中の30歳の男性が暴言をはいたと因縁をつけ、集団で殴る、蹴るの暴行を加え、死亡させるにいたったもの。

被告人は、25歳の長距離自動車の運転手で、前科、前歴はない。この暴走族の構成員ではなかったが、たまたま通りかかったこの集団の中に、高校時代の友人が数名いたことから、暴走に参加していた。

被告人は、暴行事件の発生時には、その場にいたことは認めたが、見てただけで、暴行行為には加担していないと、逮捕・勾留・法廷と一貫して否認している。

しかし、現場共謀とされる友人たちは、捜査官に対して被告人も被害者を殴ったり蹴ったりしていたと供述し、法廷でも同様の証言をした（これらの共犯者の検察官面前供述調書は321条書面として採用されている。）。

Ⅱ 私選弁護人の受任

被告人には、既に被疑者段階で2人の私選弁護人がついていた。私への依頼は、第1回公判期日指定の直前であった。10年くらい前に、境界線の事件の民事の代理人をやったことのある人の紹介であった。

2人の弁護人は熱心に弁護活動を続けておられ、逮捕・勾留の不当性を争い、検察官に早期釈放を求めるなど活発な被疑者段階の弁護活動を展開していた。

この段階で、被告人の母があえて私に弁護を依頼してきたのは、この弁護人が、他の共犯者の弁護も同時に受任しており、共犯者と息子の利害が対立していること、息子の弁護人に専念してもらえないのではないかと不安からであった。両弁護人ともに、弁護人の交替を考えており、母親にも新弁護人の選任を薦めていたところであった。

拘置所で会った被告人は、素直な、明るい、好感のもてる、背の高い(1.88メートル)青年であった。

この時の私の心境は、『被告人を信ずるところから出発する』、『被告人が最大の弁護人である』、『否認を通してきた被告人を無罪にできない弁護人は無能である』であった。

Ⅲ 依頼者らへの指示

この裁判が長期化するとの予測の中で、記憶の整理、記録化、判断の混乱の防止、今後の弁護方針の策定、進行経過の記録・保存のために、下記の指示をした。

大学ノートの作成

順次なんでも、関係あることを記載する。

スクラップブックの作成

関係書類の貼付

事務所の事務員にも、この事件に関係のある新聞記事のスクラップを指示した。

事件発生から起訴までの新聞記事の中には、捜査の経過を知ることや、隠された問題点のヒントを得ることも多いからである。

最終時点で、大学ノートは3冊、スクラップブックは2冊となった。

また、被告人の家族には、共犯者や関係者との接触を厳禁した。証拠隠滅、偽証教唆の危険はしばらく置くとしても、弁護士側提出証拠の純粋性を確保し、信用性に影響を与えることの防止措置であった。

IV 記録検討段階

私は、ワープロオンリーである。

そこで、記録謄写のうえで、

付箋用紙を貼付

記録への書き込みは一切しない。

記録に書き込みをすると、記録の新鮮性が失われ、先入観に邪魔をされるので。

ワープロに問題点ごとに『原文』を打ち込む。

検証図面・解剖記録など、

手控え用に数葉拡大複写

現地案内図 動静図

上記同様に

捜査経過表の作成

被告人の行動経過の経時表の作成

証拠分類表の作成（検察官・弁護士・共同被告）

事件発生時の位置関係表

各供述者ごと その供述の変化ごと

などの作業に着手した。

私は、『弁護人の能力は整理能力できまる』、『整理能力のない弁護人に説得力はない』、『被告人の置かれた位置を相対的（供述者に応じて）に把握する』、『弁護人の偏見の修正は被告人のみによって可能である』と考えてきた。

V 証拠の収集・保全段階

1 公式資料の収集

銚子測候所に事件当日及び前日についての、天候・温度・風向・風量・日没・月齢、明るさ等のデータを取り寄せる。

2 現場4回

直ちに千葉から銚子の現場に行って見た。

同一の条件の月齢の時間帯に現場に行った。

家族や関係者の案内で現場に行った。

公判の進行中に現場にふらりと行って見た。

本件のような道路上の事件だと、照明・舗装・信号機・路面の状況・道路に面した商店や住宅の改築など、あっと言う間に変わってしまうことがある。

被告人の言い分を理解し、納得するためにも、目撃供述者の供述の問題点などの把握のためにも、現場を見なくては弁護活動は始まらない。

なお、現地調査では、事件現場に視点が釘付けになりがちなので、広い視点と、他方面を見ておく必要がある。公判の進行の中で、犯行現場がしばしば変わることはよく経験することでもある。

本件では、当夜の被告人の行動経路、被害者の行動経路を、てくてくと歩いて見たり、自動車の窓から見たりした。

また、関係者らと討論しながら現場を見るとともに、一人で目的意識も持たずに現場に立つことも、発想の転換をもたらすことがあった。

3 関係者の服装の確保

目撃供述にあっては、事件当時の服装（特にカラー）、履物（革靴か運動靴か）の確保が必要である。

本件では被告人の当夜の上着が、捜査の初期に宅下げとなり、母親がクリーニングに出してしまったため、法廷での立証に苦労してしまった。

最近の若手弁護士は証拠保全手順を活用しているようである。

言うまでもなく、『現場が刑事弁護の原点である』、『現場百回は弁護士にも』、

『現場を見ないで法廷に立つな』、『現場の状況は、あっと言うまに変容し、証拠は散逸する』ということになるであろう。

VI 冒頭手続段階

本件では、起訴状に対する釈明要求はなく、相互の冒頭陳述に入った。

私は、否認事件は、必ず書面で『意見陳述書』と『弁護人の冒頭陳述書』を提出している。

書記官に事前準備の段階で、否認事件であること、検察官の冒頭陳述の後に弁護人の冒頭陳述をさせていただき、争点を明確にさせてほしい旨を申し入れている。

否認事件では、裁判官が予断と偏見に支配されないように、より早期に弁護人の主張を明確にし、常に公判審理の方向を、弁護人の主張の方向に添わせるようにしなければならないと考えてきた。

なお、公判終了後は、冒頭陳述書のコピーを、新聞記者に配布するようにしている。弁護人の主張を正確に市民に報道してもらいたいことと、公判進行は市民とともにあるべきと考えているからである。

あえて言えば、『刑事弁護の方針を検察官より先に裁判所に植え付けたい』、『マスコミが味方についた時に弁護方針は強固になる』ということである。

VII 証拠調段階

本件は、路上に倒れた被害者を数人で取り囲み、被告人も足蹴りにしていたとするのが起訴状・冒頭陳述における検察官の主張であり、立証として、その旨の検察官面前供述調書（目撃共犯者）の申請がなされていた。司法警察員面前供述調書の中には被告人が被害者を殴打していたとするものもあったが、公判段階では、被告人の行動は被害者を足蹴りにしていたとするもののみであった。被告人は当然一貫して否認である。

共犯者の書証は、

被告人の犯行を目撃していないとするもの

(以下略)